

大分県報

令和六年
第五七一号
十二月二十四日

（火曜日）

目次

告示

生活保護法等による医療機関の指定	一
臨時種畜検査の実施	二
土地改良法による換地計画の決定及び縦覧（県営事業）	二
道路区域の変更	二
道路の供用開始	二
大分県が管理する港湾施設の概要の一部改正	三
大分海区漁業調整委員会告示	三
寶石さんごの採捕禁止	三
公 告	四
落札者等の公示	四

○告示

大分県告示第五百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和六年十二月二十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

医療機関の名称

開設者の氏名

所在地

指定年月日

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
ワタナベ薬局市	株式会社ワタナベ	中津市大字下池永一〇六番地一一	令六・一一・一一
沖代薬局	有限会社白杵薬局	中津市大字永添三七五番四	令六・一一・一一
なの花薬局	有限会社タンポポ薬局	別府市大字鶴見字荒巻二六二一五一	令六・一一・一一
ふるた薬局丸山	株式会社ウイーズ	中津市丸山町五〇一一	令六・一〇・一一
ふるた薬局宮夫	株式会社ウイーズ	中津市宮夫二二一六	令六・一〇・一一
ふるた薬局植野	株式会社ウイーズ	中津市植野一〇七一一五	令六・一〇・一一
ふるた薬局中央	株式会社ウイーズ	中津市中央町二一五〇一一三	令六・一〇・一一
土屋会八重眼科	医療法人土屋会	速見郡日出町大字川崎字角力田三番地の一	令六・一一・一一
聖陵花月クリニック	医療法人聖陵会	日田市大字三和九三一番地の六	令六・一一・一一
医療法人すがこどもクリニック	医療法人すがこどもクリニック	速見郡日出町大字豊岡六一〇〇番地二五一	令六・一一・一一
福永胃腸科外科	医療法人福永胃腸科外科	国東市国東町鶴川一〇六番地	令六・一一・一一
ごとう医院	医療法人相生会	由布市挾間町向原三五〇	令六・一一・一一
くぼたクリニック	医療法人賛天会	宇佐市大字上田八一番地の一	令六・一一・一一
菅原内科杵築	医療法人功尚会	杵築市大字南杵築字大手内一九四七番三	令六・一一・一一
伊藤循環器内科	医療法人I C C	佐伯市長島町四丁目一番七号	令六・一一・二二
松永循環器病院	医療法人三光会	中津市中央町一丁目三番五四号	令六・一一・一一
医療法人三光会	医療法人三光会	中津市中央町一丁目一番四三三	令六・一一・一一
酒井病院	医療法人慈仁会	中津市中央町一丁目九番三六号	令六・一一・一一
中津皮膚科	医療法人澄心会	中津市中央町一丁目九番三六号	令六・一一・一一
溪和ファミリークリニック	医療法人豊山会	玖珠郡九重町大字町田字瀧ノ尻九一〇番地の一	令六・一一・一一

令和六年十二月二十四日

大分県報（告示）

民病院前店	ベ		
楼蘭花月薬局	有限会社日田ヘルス&メディカルシステム	日田市大字三和九二九一―二	令六・一一・一
訪問看護ほうど	医療法人豊堂	日田市大字十二町字六手七二六番地五岩尾整形外科病院スタッフ棟1階	令五・八・一
明友サービスセンター	有限会社明友	玖珠郡九重町大字菅原七三九一―二一九	令六・一〇・一

大分県告示第五百七十四号
家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定により、次のとおり臨時種畜検査を実施する。
令和六年十二月二十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

検査期日	検査場所	家畜の種類
令和七年一月二十七日	竹田市久住町	牛
令和七年一月二十七日	豊後大野市三重町	豚

大分県告示第五百七十五号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営中山間地域総合整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
令和六年十二月二十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

地区名	縦覧期間	縦覧場所
ゆめタウンここのえ二期地区田尻工区	令六・一二・二四から 令七・一・一四まで	九重町役場

大分県告示第五百七十六号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和六年十二月二十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。
令和六年十二月二十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
県道中津吉富線	中津市大字下池永字一丁目畑九三六番四地先から 中津市大字下池永字京ノ津一九〇番八まで	前	メートル 二八・六 ） 六・五	メートル 一、一三五・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区画をいう。
		後	メートル 五六・〇 ） 一六・〇	メートル 一、〇六〇・〇	
中津市大字下池永字一丁目畑九三二番二から 中津市大字下池永字京ノ津一九〇番八まで	中津市大字下池永字一丁目畑九三二番二から 中津市大字下池永字京ノ津一九〇番八まで	前	メートル 五六・〇 ） 六・八	メートル 一、一三五・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区画をいう。
		後	メートル 五六・〇 ） 一六・〇	メートル 一、〇六〇・〇	

大分県告示第五百七十七号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和六年十二月二十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて

置いて一般の縦覧に供する。

令和六年十二月二十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名 供用開始区間 供用開始年月日

一般国道四四二号 大分市大字上宗方字野添五五九番二から大分市上宗方南二丁目六五三番二まで 令六・一二・二四

大分県告示第五百七十八号

大分県が管理する港湾施設の概要（昭和四十三年大分県告示第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、大分県土木建築部港湾課及び大分土木事務所大分港振興室に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年十二月二十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 大分港の(二)概要の大在地区の表中

百一	コンテナクレ ーン	二基		を
百一	コンテナクレ ーン	一基	つり上げ荷重 約四八・一トン 定格荷重 コンテナ三〇・五トン	に

改める。

○大分海区漁業調整委員会告示

大分海区漁業調整委員会告示第十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百十条第一項の規定により、大分海区における宝石さんごの採捕を禁止する。ただし、大分海区漁業調整委員会の承認を受けた場合

は、この限りでない。

令和六年十二月二十四日

大分海区漁業調整委員会会長 小野 眞 一

(定義)

一 この指示において「宝石さんご」とは、アカサング、モイロサング及びシロサングの生体及び死骸をいう。

(禁止区域)

二 大分県海域

(承認の対象者)

三 承認の対象となる者は、宝石さんごに係る試験研究を実施しようとする者とする。

(承認証の交付)

四 大分海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、採捕の承認をしたときは、申請者に承認証を交付する。

(承認証の携帯義務)

五 承認を受けた者は、宝石さんごを採捕するときには、四の承認証を携帯しなければならない。

(承認の制限、条件の変更又は採捕の停止)

六 委員会は、資源保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を変更し、又は採捕の停止を指示することができる。

(承認の取消し)

七 委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。

(譲渡又は販売の禁止)

八 承認を受けた者は、採捕した宝石さんごの譲渡又は販売をしてはならない。

(意図しない混獲等による宝石さんごの所持又は販売の禁止)

九 承認を受けないで採捕した宝石さんごの所持又は販売をしてはならない。

(採捕報告書の提出)

十 承認を受けた者は、採捕の結果について採捕期間終了後一月以内に委員会に報告しなければならない。

(取扱要領)

十一 この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

令和六年十二月二十四日

大分県報（告示・大分海区漁調委告示）

（指示の有効期間）

十二 この指示の有効期間は、令和七年一月一日から同年十二月三十一日までとする。

○公 告

次のとおり落札者等について公示する。

令和六年十二月二十四日

大分県立病院長 佐藤 昌 司

一 落札に係る物品等の名称及び数量
全自動注射薬払出装一式（本体及び周辺機器の搬入・設置並びに現有機器の撤去を含む。）

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県立病院事務局会計管理課

大分市豊饒二丁目八番一号

三 落札者を決定した日

令和六年十一月二十二日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社アステム 代表取締役 吉村 次 生

大分市西大道二丁目三番八号

五 落札金額

五千九百六十七万五千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札を公告した日

令和六年十月十一日